議題 2

平成31年度保険料率に関する論点について



1. 平均保険料率

《現状·課題》

- ✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分(法定額は給付費等の1か月分)となった。
- ✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。
- ✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを 行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

- ▶ 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。
 - ※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨 : 「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

《現状·課題》

✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年3月31日」(平成31年度末)とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施(保険料率にも反映)するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

▶ 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

《現状·課題》

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際(21年9月)及び政府予算案の閣議決定が越 年した場合を除き、4月納付分(3月分)から変更している。

【論点】

▶ 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分(3月分)からでよいか。

平成 30 年度保険料率について

平成 29 年 12 月 19 日 全国健康保険協会運営委員会

議論について、以下のとおり整理する。 は別紙のとおりである。これらを踏まえ、 議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われた。その意見の概要 支見通しや今後の保険料率のシミュレーション、医療保険制度全体の動向なども踏まえて 本委員会においては、本年9月から4回にわたり、協会の近年の財政状況、 当委員会における平成 30 年度保険料率に係る 5年収

1. 平均保険料率

- か中長期で考えるかは選択の問題であることが確認された。 ぽの保険料率の設定には裁量の幅があることから、財政の状況について、短期で考える 催の本委員会資料1 29 年度保険料率に係る本委員会の議論の整理 1 参照) においては、法令上、 (平成 28年 黒字基調の場合の協会けん 12月 6
- また、近年の協会けんぽの財政状況については、平成 28 年度決算において、被保険 り4,987 億円の黒字決算となり、準備金残高は1兆 8,086 億円、保険給付費等の 者数の大幅な増加や診療報酬のマイナス改定等の制度改正といった一時的要因によ 2.6か月分という状況になっている。
- 期高齢者となっている 2025 年を見据えれば、今後高齢者医療費への拠出金が増大 の伸びを上回るという財政の赤字構造が依然として解消しておらず、団塊の世代が後 することも見込まれる。 方で、協会けんぼでは、一人あたり保険給付費の伸びが一 人あたり標準報酬月額
- さらに、平均保険料率を維持した場合と平成 30 年度から引き下げた場合の今後の保 場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。 険料率のシミュレーションが事務局から新たに示され、いずれの場合においても、長期的 に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成 30 年度から保険料率を引き FUJT:

本委員会ではこのような現状を踏まえて議論を行い、以下のような意見があった。

【平均保険料率について】

- 状況になるのではないかという懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた 方が良く、平均保険料率 10%は維持すべき。 増大も予測されるなか、特に 2025 年度以降に保険料率を大幅に上げざるをえない 構造は変わらないと思われるとともに、また、高齢化に伴い高齢者医療への拠出金の 一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回る
- 主が感じる負担感は非常に大きい。平均保険料率 10%は、限界に近いものがあ -度保険料率を引き下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、 加入者·事業
- 加する一方で、協会けんぼが保険料率を引き下げることはバランスを欠く。 赤字の健康保険組合が500以上あり、保険料率10%以上の健康保険組合も増
- 度保険料率を引き下げても数年間は財政を維持できるようであれば、引下げを行
- き下げる気持ちがなければいけない。 中小企業の経営を考慮し、準備金が増加していく場合には、少しは保険料率を引
- 況に応じて引き上げるといった形でもよいのではないか。 5年先10年先の状況の変化は読みづらいので、引き下げられる時は引き下げ、状

【保険料率を考えるに当たっての留意点について】

- 受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である ・方、協会けんぽは国庫補助を
- 態が起こっているので、保険料率の引下げは慎重に考えなければならない。 協会けんぼ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事

2. 都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

平成 30 年度の激変緩和率は 7.2/10 に引上げることで特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成 30 年 4 月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

平成30年度の保険料率について <支部評議会における主な意見>

意見の概要

1.30年度の平均保険料率について

平均保険料率10%を維持するべきという支部 14 支部

② ①と③の両方の意見のある支部

19 支部

③ 引き下げるべきという支部

14 支部

2.30年度の激変緩和措置について

激変緩和措置を早期に解消するべきという支部

0 支部

①と②の両方の意見のある支部 1 支部

0 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部 35 支部

②と③の両方の意見のある支部 0 支部

激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかに するべきという支部 8 支部

(3)

その他(①と③に意見が分かれた支部)

1 支部

(「意見なし」等が2支部)

3. 保険料率の変更時期について

4月納付分からの改定が望ましい

45 支部

うち、その他の意見もある支部(再掲)

4 支部

(「意見なし」が2支部あり)

4. その他

30 支部

^{*} 第86回運営委員会(9/14)後に開催された47支部の評議会(10/4~11/6)の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理した。

第 89 回全国健康保険協会運営委員会 発言要旨 (29年12月19日)

(理事長)

- 精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝 申し上げる。 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり
- 提示させていただいた はあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の 皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに 定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題で 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設
- 0 療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の してもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えてい が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽く 世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金 は10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医 これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的に
- C 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率
- 0 も踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分 を支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていること にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。 また、協会けんぼは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それ
- 0 以上を踏まえ、 協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維

持したいと考える。

- まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 平成 30年4月納付分からとしたいと考えている。 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏
- は考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。 財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わると し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという 論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申 最後に、 これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議 来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、

明確にしたいと考えている。 年問題と言われている以上、 量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、 5 年ないし 2025 保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁 3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を その辺りまで十分に視野に入れなければならないと

協和歌山支部発第 180122-01号 平 成 30 年 1 月 22 日

全国健康保険協会

理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会和歌山支部 支部長 谷口 拓司 (公 印 省 略)

都道府県単位保険料率の決定に係る意見について

聴取について (協発第 180105-01 号)」に基づき、 標記について、平成30年1月5日付通知「30年度の都道府県単位保険料率の変更に係る意見の 下記のとおり意見の申出を行います。

なお、支部評議会の意見は別添のとおりです。

뺼

【蔚 見】

〇和歌山支部保険料率

29 年度: 10.06% 30 年度(見込み): 10.08% (+0.02%)

なり、結果、和歌山支部における保険料率が 0.02%引き上げとなることは、不本意ではあるが了承 平均保険料率を引き下げる議論があったにもかかわらず、平均保険料率が 10.00%の据え置きと

事業主の負担軽減を図るべきであると考える。 考える際のタイムスパンについては中長期で考えていくことを明確化したものの、今後、 平均保険料率引き下げを要望する声が多くあったことを忘れてはならず、来年度以降、保険料率を 者・事業主の大きな負担により積み上がったものであること、また、今までの保険料率の議論で、 しかし、現在、多額の準備金残高があるのは、リーマンショック後の厳しい経済状況の中、加入 10%を維持とした前提が変わることがあれば、速やかに平均保険料率を引き下げ、加入者・ 平均保険

以上